

仕様書

1 業務目的

本業務は、施設（広島市立袋町小学校、広島市袋町児童館、広島市まちづくり市民交流プラザ、広島市袋町小学校地下自転車等駐車場）に設置されている自動制御設備を点検整備し、円滑かつ正常な運転を保つことを目的とする。

2 点検回数

(1) 総合点検整備

自動制御設備及び周辺機器等の機能試験及び点検整備を年2回(夏季・冬季)実施する。

(2) 緊急時の臨時点検

契約期間中、回数に制限はない。

3 点検対象機器

別紙1のとおり

4 点検内容

別紙2のとおり

5 業務実施上の留意事項

- (1) 受注者は、各施設の運営上支障のないよう業務を実施すること。
- (2) 当該施設が公共施設であることを認識し、何人にも不快感を与えないよう業務に従事しなければならない。
- (3) 業務の実施は設備運転保守管理業務受注業者と連携をとりながら行うこと。
- (4) 不時の故障が発生した場合は、受注者は速やかに要員を派遣し、その復旧に努めるものとする。
- (5) 業務の実施に伴って生じる小修理については、受注者の負担とする。
- (6) 業務の実施に当たり、受注者は各施設と事前に協議して、日時等を決定するものとする。

6 報告

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び従業員の住所、氏名等を報告しなければならない。現場責任者及び従業員に変更があったときも同様とする。
- (2) 受注者は、業務開始前に業務実施計画書を提出し、発注者の承認を受けなければならない。
- (3) 業務実施報告書は、業務が完了した日の翌日から起算して10日以内に提出し、

発注者の確認を受けるものとする。

この際、不備事項があれば一覧表にして添付するものとする。

なお、袋町小学校・袋町児童館については、それぞれ学校長（学校長不在時には教頭）・館長の確認印を受けた後、広島市に報告書を提出すること。

7 検査完了期日（期限）

業務が完了した日の翌日から起算して19日目に当たる日。ただし、実施報告書を受領した日（又は業務完了の通知を受けた日）の翌日から起算して9日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。

8 費用の負担

委託業務を行うために必要な経費のうち、電気料及び水道料は発注者の負担とする。

9 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者並びに受注者で協議して定めるものとする。